多摩川住宅地区地区計画等の原案説明会開催のお知らせ

日時:① 平成 29 年2月3日(金) 午後7時~8時 30 分

場所: 狛江市立和泉小学校体育館

(当日は、北門からお入りください。)

日時:② 平成 29 年2月4日(土) 午後2時~3時 30 分 場所:調布市立杉森小学校体育館

(当日は、東門からお入りください。)





※ ①②とも同一内容です(スリッパをご持参ください。また、お車での来場はご遠慮ください。)

調布市・狛江市では、社会状況の変化に対応した多摩川住宅地区の街づくりを計画的に推進するため、現行の「一団地の住宅施設」から「地区計画」への移行に向けた検討を行ってきました。

このたび、昨年12月に開催した懇談会でのご意見や関係機関との協議をふまえ、多摩川住宅地区地区計画等の内容を「原案」として取りまとめましたので、原案説明会を開催いたします。

多摩川住宅の再生に向け、皆さんのご意見をお聞かせください。

●多摩川住宅地区地区計画原案の縦覧及び意見書の提出について

多摩川住宅地区地区計画原案について、次のとおり縦覧します。

〇告示日:平成29年2月2日(木)

〇期 間:平成29年2月3日(金)~2月16日(木)(土・日曜日,祝日を除く)

〇時 間:午前8時30分~午後5時

O場 所:調布市都市計画課(市役所7階)/狛江市まちづくり推進課(市役所5階) なお,地区計画原案の内容について,区域内の土地所有者等は次のとおり意見書を提出することができます。

〇期 間:平成29年2月3日(金)~2月23日(木)(土・日曜日,祝日を除く) 〇提出先:調布市都市計画課(市役所7階)/狛江市まちづくり推進課(市役所5階)

〇提出できる方:地区計画原案に係る区域内の土地の所有者その他都市計画法施行令第 10 条の 4 で定める利害関係を有する方(区域内の土地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する方など)

*提出できる方及び提出方法の詳細はお問い合わせください。

●お問合せ先●

調布市 都市整備部 都市計画課 狛江市 都市建設部 まちづくり推進課

T E L: 042-481-7444(直通) T E L: 03-3430-1111(内線 2541)

FAX:042-481-6800 FAX:03-3430-6870 E-Mail: keikaku@w2.city.chofu.tokyo.jp E-Mail: machisuit@city.komae.lg.jp

地区計画検討区域図

